



(第175回安全衛生分科会資料一部修正)

職場における熱中症対策の強化について

第176回 安全衛生分科会資料

第174・175回分科会でのご意見を踏まえた今後の対応について

いただいた主なご意見

1 制度の運用について

- 今年の夏に向けて、短い期間になるが、改正内容をしっかり周知すべき
- 新たに罰則付きで義務付ける内容や具体的な実施方法を明確にすべき

2 現場での周知について

- 周知等は口頭でもよく、周知した結果の記録の保存までは義務付けない旨を明確にすべき

3 現場の実情に応じた措置内容について

- 一人作業の場合など、連絡が困難な場合の対策を明確にすべき
- 救急隊や医療機関の負担が大きくなる可能性があるため、適切な搬送ができるよう、検討いただきたい
- 手順の作成だけでなく、手順に基づく措置の義務化についても今後、施行状況を踏まえて検討すべき
その際、休業に至らなかった事案も含めて、体制・手順等についてエビデンスベースで分析すべき

4 今後の予防策の検討について

- 予防策は重要であり、休業に至らなかった事案も含めて検証すべき

5 その他

- 今回、提示されたWBGT等の基準でこれまでの熱中症災害をカバーできているのか

今後の国の対応について

- 周知のためのリーフレット等を作成し、クール・ワークキャンペーン等を通じ広く周知する
- 義務付けの内容、範囲を条文上で明確にするとともに、具体的な実施方法を通達やリーフレット等で例示を含めて周知する

- 報告先等が確実に伝わる必要があるとあり、口頭による周知でも差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知では確実に伝わることを担保できないときには、文書の配布、掲示、メール等によるものとする
- 現場で周知した結果の記録の保存は求めない
しかしながら、労働基準監督署による確認に際しては適切に対応すること

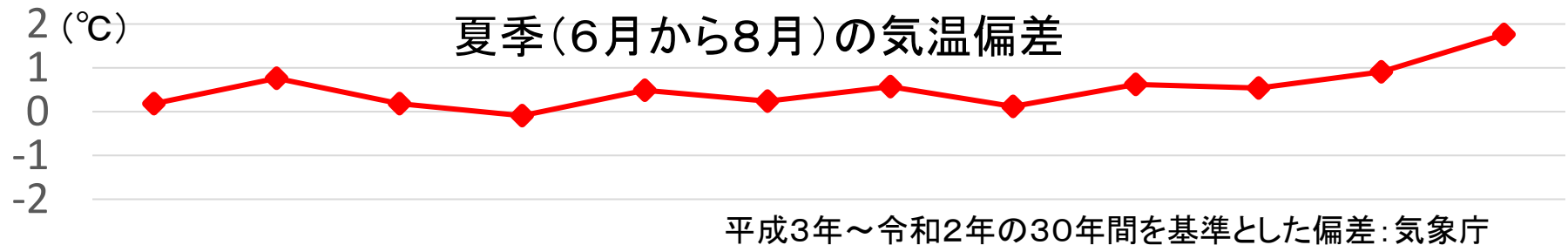
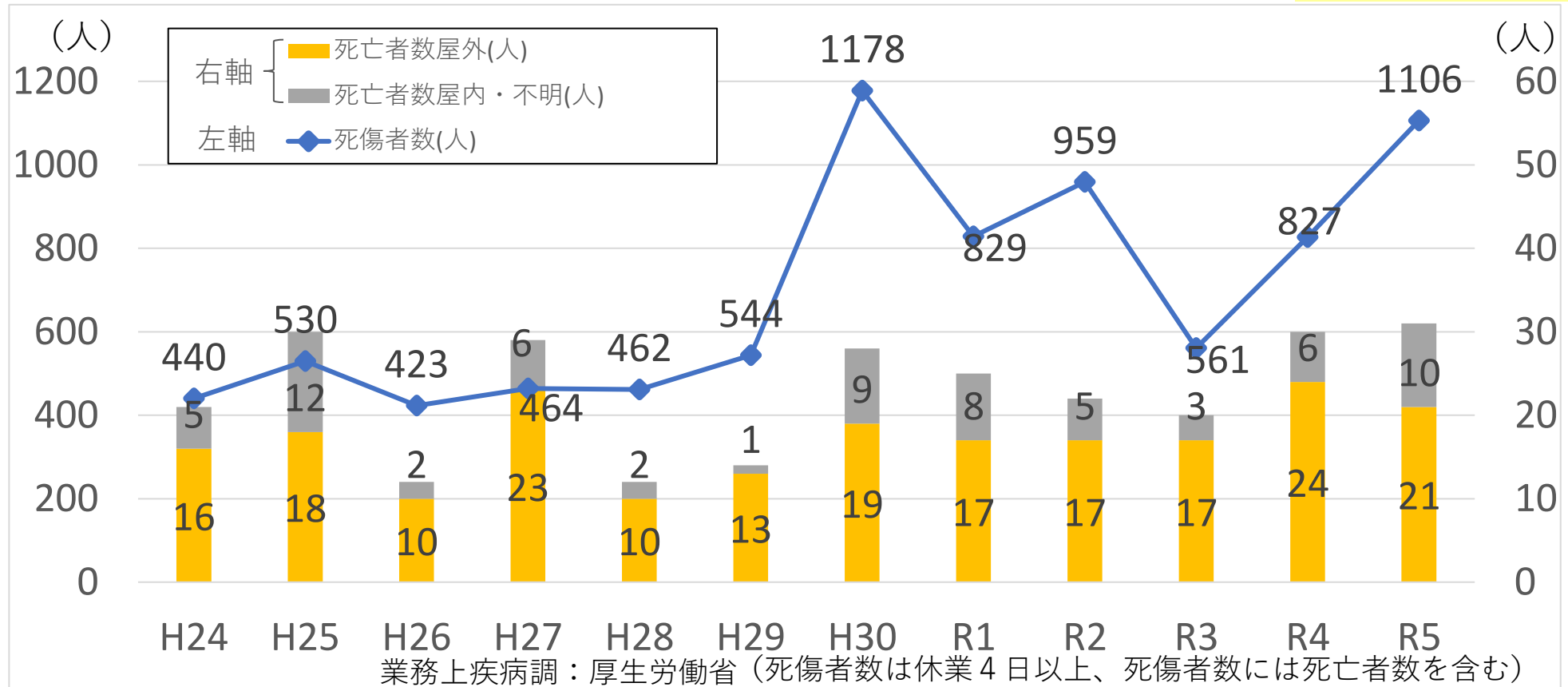
- ウェアラブルデバイスの活用や他の事業者との連携など、現場の実情に応じた対策について通達で周知する
- 医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、#7119等への相談等を通達等で明記し、リーフレット等で周知する
- 措置の義務化については、新たに立ち上げる検討会において改正省令の施行状況を踏まえつつ、具体的な手順内容の有効性も含め、データに基づき検討する

- クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図るとともに、新たに立ち上げる検討会において、休業に至らなかった事案の把握方法も含め、データに基づいた予防策の検討を行う

- 今回義務づける範囲により、労災死亡事例（R2-5災害調査で確認できているもの）のうち、約8割をカバーできる
その余は、「持病あり」、「体調不良」といった個別の状況も見られることから、通達等で同様の措置を推奨するとともに、クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図ることとしたい

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況（H24～）

第174回提出資料

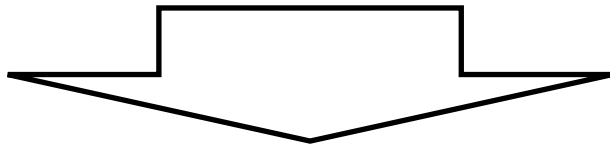


熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

第174回提出資料

職場における熱中症による死亡災害の傾向

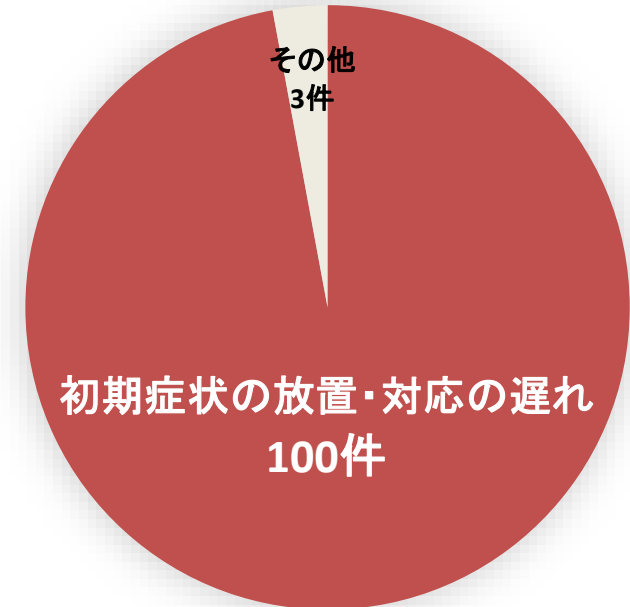
- 死亡災害が2年連続で30人を超え、令和6年もそれを上回るペースで発生
- 熱中症は死亡災害に至る割合が他の災害の約5～6倍
- 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念
- **ほとんどが「初期症状の放置・対応の遅れ」**



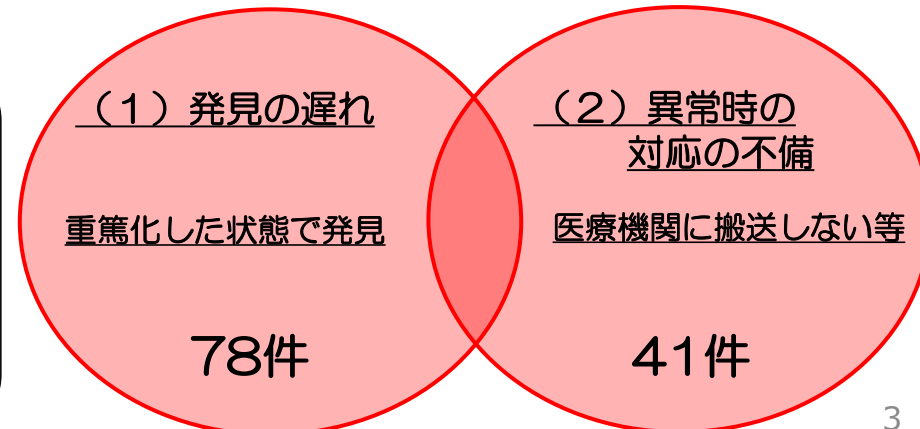
早急に求められる対策

「熱中症対策基本要綱」や「クールワークキャンペーン実施要領」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、**現場において、死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施**が必要

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



有識者ヒアリング

○ 令和6年10月18日及び22日にオンラインで実施

- | | |
|-------|---|
| 神田 潤 | 日本救急医学会 熱中症および低体温症に関する委員会 委員長
帝京大学医学部救急医学講座講師 |
| 齊藤 宏之 | 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センターばく露評価研究部長 |
| 細川 由梨 | 早稲田大学スポーツ科学学術院スポーツ科学部准教授 |
| 堀江 正知 | 産業医科大学副学長 |
| 横堀 將司 | 日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授
(兼) 日本医科大学付属病院高度救命救急センター一部長 |

熱中症対策に関する有識者ヒアリングの結果概要

第174回提出資料

ヒアリング概要（総論）

- 「熱中症基本対策要綱」等に盛り込んでいる事項は現場において積極的に実施すべきであり、その一部については重篤化防止の観点から義務化も含めて強化することが適当。
- 熱中症を重篤化させないためには、以下の2点が重要。
 - ① 可能な限り早期に異常が認められる者（熱中症になりそうな者）を発見すること
 - ② 異常が認められる者に対し、「暑熱作業からの早期離脱」、「早期の身体冷却」、「有効な休憩設備の利用」、「躊躇ない医療機関への搬送（水分摂取等の様子がおかしい場合）」を実施すること
- 熱中症を重篤化させないためには、各現場において、「作業内容や作業環境に伴う熱中症リスク」や上記①～②の具体的実施方法を分かりやすい形で管理者・作業者が共有することが重要。

ヒアリング概要（各論・一部抜粋）

- 具体的な措置を事業者に義務付ける場合の基準は設けるべきだが、WBGTや気温の数値のみで一律に定めるのではなく、「WBGTの値」、「作業強度」、「作業時の着衣の状況」等の組合せによる必要があるが、WBGT28度を超えると急激に、救急搬送者数も増えるため、これを一つの線引きとすることが適当。
- 異常を発見するための対応としては、職場巡視等によって自覚症状の有無や受け答えに異変がないかを確認することが必要であるが、具体的な実施方法については、現場の実情に応じ、バディ制やウェアラブル端末の活用など実効性の高い方法とすべき。
- 異常が認められる者が発生した場合の対応に関する教育については非常に重要。作業者に対する教育は、「熱中症基本対策要綱」で示している「熱中症予防管理者」など、熱中症予防対策に詳しい管理者を各現場において選任し、その者が中心となって実施することが望ましい。

今後の熱中症対策について（案）

第174回提出資料

基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

○ 熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係労働者への周知」を事業者が罰則付きで義務付けることとする。

1 熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

※ 報告を受けるだけでなく、積極的に「熱中症の症状がある労働者を見つけるための措置」として、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡等現場において取り組まれている効果的な措置を通達で推奨する。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（参考例は別添のとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に対して周知すること。

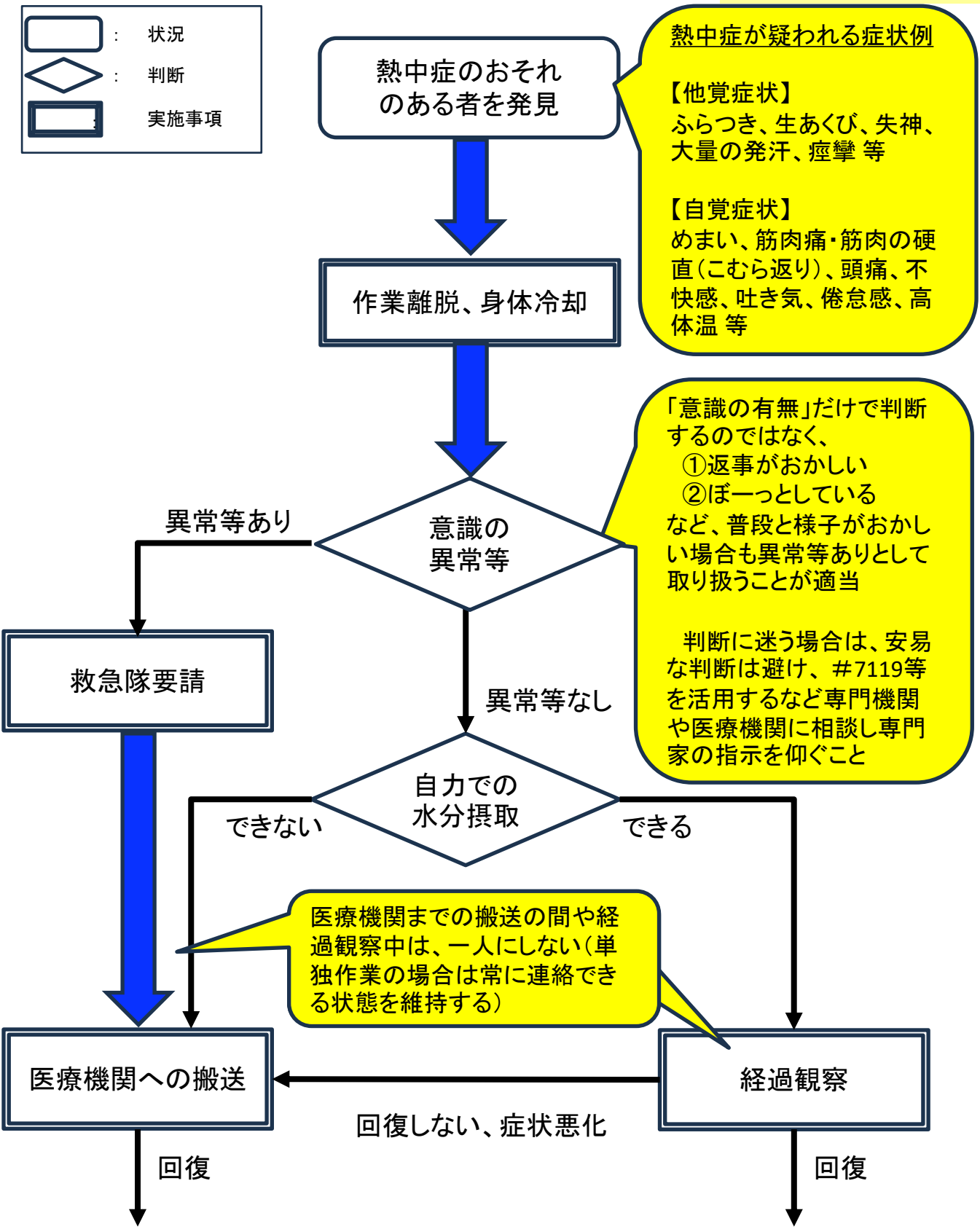
※ 「報告体制の整備」、「実施手順の作成」、「関係労働者への周知」は、以下の作業（熱中症のおそれのある作業）を対象に罰則付きで義務化。当該作業で熱中症が疑われる労働者が発生した場合には、WBGT値や作業時間等にかかわらず、実施手順を踏まえ、適切に対処することを通達で示す。

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上の実施」が見込まれる作業

※ 作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を通達で推奨する。

※ なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

第174回提出資料



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく



熱中症のおそれのある者を発見



作業離脱、
身体冷却等



医療機関への搬送

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、
大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

※①返事がおかしい
②ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、
#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる



回復

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく

第174・175回分科会でのご意見を踏まえた今後の対応について

いただいた主なご意見

今後の国の対応について

参考

1 制度の運用について

- 今年の夏に向けて、短い期間になるが、改正内容をしっかり周知すべき
- 新たに罰則付きで義務付ける内容や具体的な実施方法を明確にすべき

2 現場での周知について

- 周知等は口頭でもよく、周知した結果の記録の保存までは義務付けない旨を明確にすべき

3 現場の実情に応じた措置内容について

- 一人作業の場合など、連絡が困難な場合の対策を明確にすべき
- 救急隊や医療機関の負担が大きくなる可能性があるため、適切な搬送ができるよう、検討いただきたい
- 手順の作成だけでなく、手順に基づく措置の義務化についても今後、施行状況を踏まえて検討すべき
その際、休業に至らなかった事案も含めて、体制・手順等についてエビデンスベースで分析すべき

4 今後の予防策の検討について

- 予防策は重要であり、休業に至らなかった事案も含めて検証すべき

5 その他

- 今回、提示されたWBGT等の基準でこれまでの熱中症災害をカバーできているのか

- 周知のためのリーフレット等を作成し、クール・ワークキャンペーン等を通じ広く周知する
- 義務付けの内容、範囲を条文上で明確にするとともに、具体的な実施方法を通達やリーフレット等で例示を含めて周知する

- 報告先等が確実に伝わる必要があるとあり、口頭による周知でも差し支えないが内容が複雑な場合等で口頭による周知では確実に伝わるのが担保できないときには、文書の配布、掲示、メール等によるものとする
- 現場で周知した結果の記録の保存は求めないが、しかしながら、労働基準監督署による確認の調査等に際しては適切に対応すること説明できる必要がある

- ウェアラブルデバイスの活用や他の事業者との連携など、現場の実情に応じた対策について通達で周知する
- 医療機関への搬送、判断に迷う場合等は、#7119等への相談等を通達等で明記し、リーフレット等で周知する
- 措置の義務化については、新たに立ち上げる検討会において改正省令の施行状況を踏まえそつつ、具体的な手順内容の有効性も含め、データに基づき検討する

- クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図るとともに、新たに立ち上げる検討会において、休業に至らなかった事案の把握方法も含め、データに基づいた予防策の検討を行う

- 今回義務づける範囲により、労災死亡事例（R2-5災害調査で確認できているもの）のうち、約8割をカバーできるその余は、「持病あり」、「体調不良」といった個別の状況も見られることから、通達等で同様の措置を推奨するとともに、クール・ワークキャンペーンを通じ、引き続き熱中症予防の推進を図ることとしたい